

資料編

- 資料1 江別市地域福祉計画策定経過
- 資料2 市民アンケート調査概要
- 資料3 社会福祉法（抜粋）
- 資料4 江別市地域福祉計画（案）に関する市民意見
- 資料5 用語解説

資料1 江別市地域福祉計画策定経過

(1) 策定経過

年	月	策定経過
令和元年	6月	第1回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 正副委員長の選出 ・ 計画策定の概要について ・ 市民アンケート調査について
	8月	市民アンケート調査の実施（実施期間8月2日～8月23日）
		第2回策定委員会 ・ 市民アンケート調査について ・ 現計画の現状分析について ・ 計画骨子（案）について
	10月	第3回策定委員会 ・ 平成30年度の評価について ・ 市民アンケート調査結果について ・ 計画素案について
	11月	第4回策定委員会 ・ 計画素案について
	12月	パブリックコメントの募集（募集期間12月6日～1月6日）
令和2年	1月	パブリックコメントに2名の市民から応募を受理
		第5回策定委員会 ・ パブリックコメント（意見募集）実施結果について ・ 計画案について

(2) 江別市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期：令和元年6月28日から令和2年3月31日)

区分	氏名	所属団体等	備考
学識 経験者	橋本 菊次郎	北翔大学	
	中田 雅美	北海道医療大学	
各種 団体等	阿部 実	江別市高齢者クラブ連合会	委員長
	工藤 多希子	江別市女性団体協議会	
	工藤 祐三	江別市ボランティア団体連絡会	
	杉本 英治	江別市民生委員児童委員連絡協議会	
	武田 正義	江別市自治会連絡協議会	副委員長
	中川 雅志	社会福祉法人 江別市社会福祉協議会	
	東 則子	特定非営利活動法人 江別手をつなぐ育成会	
市民 代表	武田 克伸	市民公募	
	野村 祥二	市民公募	
	若宮 由利子	市民公募	

(順不同・敬称略)

(3) 江別市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成15年8月11日市長決裁

(設置)

第1条 江別市における総合的な地域福祉の推進を目的として、江別市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 江別市地域福祉計画の策定に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2名以内

(2) 各種団体等 7名以内

(3) 公募による者 3名以内

3 委員の任期は、地域福祉計画開始の前年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に第2条各号に規定する事項を協議するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部内において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

資料2 市民アンケート調査概要

(1) 調査目的

第4期江別市地域福祉計画策定に係る基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施。

(2) 調査方法

【対象地区】江別市全域

【対象者数】江別市に居住する18歳以上の個人（外国人を除く）3,000名

【抽出方法】住民基本台帳から居住地・性別・年齢の構成比に配慮した層化無作為抽出

【調査方法】郵送配布・郵送回収

【調査時期】令和元年8月

(3) 主な調査項目

- ・回答者の属性
- ・近所付き合いについて
- ・地域活動やボランティアについて
- ・日常生活での不安や悩みについて
- ・地域での生活について
- ・福祉行政について

(4) 回収結果

	件数	回収率
配布数	3,000	—
回収数	1,535	51.2%
有効票	1,534	51.1%
無効票	1	0.1%

【地区別の配布数、回収数】

地区別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
江別地区	1,185	473	39.9%
野幌地区	1,081	621	57.4%
大麻地区	734	379	51.6%
無回答		61	
合計	3,000	1,534	51.1%

【性別の配布数、回収数】

性別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
男性	1,409	651	46.2%
女性	1,591	868	54.6%
無回答		15	
合計	3,000	1,534	51.1%

【年齢別の配布数、回収数】

年齢別	配布数（票）	回収数（票）	回収率
29歳以下	396	101	25.5%
30歳代	342	127	37.1%
40歳代	470	209	44.5%
50歳代	483	240	49.7%
60歳代	547	333	60.9%
70歳以上	762	493	64.7%
無回答		31	
合計	3,000	1,534	51.1%

資料3 社会福祉法(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

資料4 江別市地域福祉計画(案)に関する市民意見

第4期江別市地域福祉計画(案)について、市民意見の募集(パブリックコメント)を令和元年12月6日から令和2年1月6日まで実施したところ、2名の方から3件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それに対する江別市の考え方は以下のとおりです。

(1) 意見の募集結果

募 集 期 間	令和元年12月6日(金)から令和2年1月6日(月)
提 出 者 数	2名
提 出 件 数	3件

(2) 意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	—
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	1
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	—
D	案に取り入れなかったもの	—
E	その他の意見	2
合 計		3

(3) 意見及び江別市の考え方

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>私の両親は現在83歳であり高齢です。年齢を重ねるごとに外出することが少なくなりました。我が家は一人息子の私が両親をみているがゆえに、家計や家事については、成り立っていますが、息子さんや娘さんが、札幌圏（通勤圏）から出て生活をされている親世代の高齢者世帯は、どのような生活をされているのでしょうか？そうした世帯の方々の孤立を防ぐためにも、手をさしのべられる健康福祉行政であってほしいです。</p>	<p>計画（案）基本目標2「互いに支えあう地域づくり」では、高齢者をはじめ、支える側、支えられる側のいずれの生活もより充実したものとなることを目指し、地域住民、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などが連携を図りながら、互いに支えあう地域づくりを進めています。</p> <p>高齢者世帯をはじめとした様々な方が孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施策の展開に努めてまいります。</p>	B
2	<p>第1章4の「計画策定の方法」で公募委員3名が参加しているとしているが、この3名の選考にあたり、適正で公正な選考が行われていないことを指摘せざるを得ない。</p> <p>応募し、非選考とされたことから、選考にあたった事務局に説明を求めた結果、事務局が選びたかったのは女性で、他の審議会等の経験がない人で、応募動機、参加意欲、知見経験、意見の保持などは参考程度とされたことが明らかになった。</p> <p>公募にあたり、公表していない意図的かつ恣意的な選考を行ない、適切な公募委員が選考されていない事実をきちんと認識し、このパブリックコメントは公表願いたい。</p>	<p>江別市地域福祉計画策定委員会の市民公募委員につきましては、自治基本条例や市民参加条例の趣旨を踏まえ、選考にあたり、委員の年齢構成・男女比、これまでの審議会等委員の経験の有無（幅広い市民意見を反映させる観点からできる限り未経験者を優先）に配慮することを募集案内に掲載するとともに、応募内容を総合的に勘案し、適切に選考しております。</p>	E

連番	意見の内容	市の考え方	区分
3	<p>この計画策定委員会の委員は、公募以外の委員も含めて、他の審議会等と同様に計画案に所属氏名が示されるべきである。</p>	<p>パブリックコメント（市民意見募集）時の計画（案）への江別市地域福祉計画策定委員会名簿の掲載については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、これまで同様に計画書には、江別市地域福祉計画策定委員会の委員名簿を資料編に掲載いたします。</p>	E

*寄せられたご意見については、個人を特定できる箇所を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

資料5 用語解説

あ 行

※1 NPO(エヌピーオー)

NPOはNonProfit Organizationの略語であり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

※2 えべつ障がい者しごと相談室すてら(えべつしょうがいしゃしごとそうだんしつすてら)

障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う相談窓口です。

※3 オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障がい(内部障がいの一つ)を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人を「オストメイト(ostomate)」といいます。

※4 音響式信号機(おんきょうしきしんごうき)

信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のことです。

か 行

※5 居宅介護支援事業所(きょたくかいごしえんじぎょうしょ)

要介護認定などの各種申請や、介護サービスを利用する際に窓口となる事業所であり、居宅において、安心・安全に生活ができるよう、介護を必要とする方に合った介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、適切なサービスが受けられるように介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

※6 くらしサポートセンターえべつ

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う相談窓口です。

※7 傾聴(けいちよう)

聴き手が相手の話を聴くときに、相手の立場になって様々な思いや願い、不安などを共感して聴き、相手の話の内容を受容し、否定することなく、なぜそのようなことを考えるようになったのか関心を持って聴くことです。また、聴く側も自分の気持ちを大切にし、もし相手の話の内容にわからないところがあれば、そのままにせず聴きなおして内容を確認、相手に対しても自分に対しても真摯な態度で聴くことです。

※8 高齢化率(こうれいかりつ)

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことをいいます。

※9 高齢者等感応式信号機(こうれいしゃとうかんのうしきしんごうき)

専用押しボタンを押すことにより、歩行者信号機の青色の時間を、通常より延長できる信号機です。

※10 国勢調査(こくせいちょうさ)

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われています。国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供しています。

※11 子育て支援センター(こそだてしえんセンター)

保育士などの専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安などに対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携などにより、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設です。

※12 子育て世代サポートえべつ(こそだてせだいサポートえべつ)

安心して子育てできる環境を目指し、妊娠・出産・子育てをより一層切れ目なく支援するために保健センターと子育て支援室に設置されている窓口です。

※13 子ども発達支援センター(こどもはったつしえんセンター)

運動やことば、コミュニケーションなどの発達が気になる子どもや家族の相談を受け、必要な支援を行うための施設です。

さ 行

※14 自治会(じちかい)

一定の地域に住む住民が、親睦と交流を通じて住民同士のつながりやきずなを深め、地域における様々な問題を協力して解決し、住み良い豊かなまちづくりをするため、自主的に活動している住民の自治組織です。

※15 社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい)

社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を目的とした民間の組織で、市民やボランティア、社会福祉関係者などの参加と協力を得て、地域の人々が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、各種の福祉サービスやボランティア活動推進など、様々な福祉活動を行っています。

※16 障がい者支援センター(しょうがいしゃしえんセンター)

障がいのある方やその家族が日常生活を営む上での悩みを相談することで、不安を解消し、自立した社会生活を営むため、専任相談員による相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる相談窓口です。

※17 障害者就労相談支援事業(しょうがいしゃしゅうろうそудんしえんじぎょう)

就労や障がい福祉サービスの利用などを含む就労全般に係る相談を受ける相談支援員、及び相談者・家族・事業者などへの就労継続のアドバイスや職業巡回を行う定着支援員を配置し、障がいのある方やその家族並びに企業から就労全般に係る相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた就労支援を行う事業です。

※18 障害者相談支援事業(しょうがいしゃそудんしえんじぎょう)

専任相談員が、障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、日常生活を営む上での困りごとや不安を解消し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう相談支援を行ったり、適切な支援機関につなげる事業です。

※19 自立生活支援専門員(じりつせいかつしえんせんもんいん)

地域の社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安がある方を対象に、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用手続や日常生活費管理を支援する事業)において、利用希望者・家族、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、地域包括支援センターなどからの相談を受け付けて生活支援計画を策定したり、契約を締結するなどの業務を行うほか、実際に具体的な支援を行う「生活支援員」に助言・指導を行う人です。

※20 シルバーハウジング

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者などの生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅など、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅です。

※21 生活困窮者自立相談支援事業(せいかつこんきゅうしゃじりつそудんしえんじぎょう)

生活保護受給に至る前の生活困窮者の生活の困りごとなどの相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者の自立に向けた支援を行う事業です。

※22 生活支援員(せいかつしえんいん)

日常生活自立支援事業の契約締結後、生活支援計画に基づき定期的な支援を行う人です。生活支援員は、毎回の支援が終わった後、支援内容や利用者の様子、利用者から受けた相談などについて記録し、自立生活支援専門員などの職員に報告します。

※23 生活保護受給者(せいかつほごじゅきゆうしゃ)

生活保護制度(資産や能力、他法他施策などを活用してもなお生活に困窮する場合に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度)の対象となり保護費を受給する人のことをいいます。

※24 精神障害者相談員設置事業(せいしんしょうがいしゃそうだんいんせつちぎょう)

専任相談員が、精神障がいのある方やその家族からの相談を総合的に受け、障がいのある方の社会的自立に向けた支援、家族などの不安解消・負担軽減に向けた助言、日常的な困りごと、就労・教育、安全対策など様々なことに関する助言、障がい特性などに配慮した情報提供などを行う事業です。

※25 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理(預貯金の管理、遺産分割など財産に関すること)や身上保護(介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所などの生活に関すること)について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応します。

た 行

※26 ダブルケア

晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある方(世帯)が、親の介護も同時に担うことです。

※27 多目的トイレ(たもくてきトイレ)

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけではなく、高齢者、障がいのある方、子ども連れなどの多様な方が利用可能としたトイレのことです。

※28 地域包括ケアシステム(ちいきほうかつケアシステム)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のことです。「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し連携しながら在宅の生活を支えています。

※29 地域包括支援センター(ちいきほうかつしえんセンター)

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

な 行

※30 認知症(にんちしょう)

後天的かつ器質的な原因により、正常に発達した脳機能が低下し、日常生活・社会生活を営むことに支障が生じている状態のことをいいます。認知症には様々な種類があり、記憶障がい、理解・判断力の低下などの中核症状と、その人の置かれている環境、人間関係や性格などによって起こる暴言・暴力、興奮、抑うつ、幻覚、妄想、徘徊などの行動・心理症状(BPSD)があります。

※31 年少人口率(ねんしょうじんこうりつ)

人口統計で、15歳未満の年少人口が総人口に占める割合のことをいいます。

は 行

※32 ハーフデイボランティアスクール

市内の児童・生徒を対象に、社会福祉施設などの協力による半日程度の活動体験を通して、地域の福祉に目を向けるきっかけとなることを目的に実施している事業です。

※33 8050問題(はちまるごうまるもんだい)

従来から、ひきこもりの長期高年齢化は、親の高齢化につれて深刻な困窮に陥る可能性が指摘され、親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰るなどして、これまで見えづらかった地域課題のことです。背景に、家族や本人の病気、親の介護、離職(リストラ)、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的課題を抱え、地域社会とのつながりが絶たれた社会的孤立の姿があります。

※34 パブリックコメント

市の重要な計画、方針などの要素を広く市民に公表して、市民から意見や情報を募集し、提出された意見などに対して、市の考え方を公表する手続きのことをいいます。

※35 バリアフリー

高齢者や障がいのある方が生活する上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことです。

道路、建物、交通手段など物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものも含めた全ての障壁をなくし、全ての方が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

※36 避難行動要支援者避難支援制度(ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど)

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

※37 保健センター(ほけんセンター)

市民の健康の保持及び増進を図るための施設で、地域における母子保健・老人保健の拠点です。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場となります。

ま 行

※38 民生委員・児童委員(みんせいいいん・じどういいん)

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されています。民生委員は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童委員を兼ねることとされています。

※39 モニタリング

ケアプラン（サービス計画）に照らして状況把握を行い、利用者などに対して必要な支援サービス、いわゆるケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないかを調査・検討し、ケアプランなどの見直しを行うことです。

や 行

※40 誘導ブロック(ゆうどうブロック)

目の不自由な方が容易に確認でき、安全かつ確実に到達できるよう定められた構造とし、連続誘導の必要な場所には誘導表示を行なうものです。

※41 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

わ 行

※42 ワークキャンプ

市内在住・在学の高校生を対象に、市内社会福祉施設などの協力による介護体験や利用者との交流を通して、生きる尊さや支えあう心の大切さを学ぶことを目的に実施している事業です。

(50 音順)

第4期 江別市地域福祉計画

令和2年3月

発行 江別市

編集 江別市健康福祉部管理課

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

管理課 電話 011-381-1090

FAX 011-381-1070

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>